

## 静岡県過疎地域等政策支援員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県が「都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日（総行過第29号）制定）」に定める対象地域である過疎地域及びその他の条件不利地域の振興を図るために配置する「静岡県過疎地域等政策支援員（以下「政策支援員」という。）」の業務等に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 過疎地域及びその他の条件不利地域における市町の地域振興施策を支援する。

### (業務内容)

第3条 政策支援員は、地域住民、事業者及び市町等と連携し、別表の業務を行う。

なお、その業務については、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域を有する市町村に限る。）の支援業務に従事する時間の合計が過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。また、条件不利地域を有しない市町村の支援業務には従事しないものとする。

### (委嘱)

第4条 政策支援員は、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、知事が委嘱し、県のホームページで公表する。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(2) 前条に掲げる業務を遂行するにあたり、必要な専門知識や実務経験を有していること

### (委嘱期間)

第5条 政策支援員の委嘱期間は、6か月以上3年以下で別に定めるものとする。

### (身分)

第6条 政策支援員の身分は、会計年度任用職員とする。ただし、政策支援員が別に締結する「静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託（以下、「委託契約」という。）」の受託者から提供される人材である場合には、政策支援員の身分は、受託者の被用者とする。

### (報酬等)

第7条 政策支援員の報酬及び費用弁償については、別に定めるものとする。

( 服務 )

第 8 条 政策支援員の勤務条件等については、別に定めるものとする。

( 守秘義務 )

第 9 条 政策支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

( 退任 )

第 10 条 政策支援員は、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の 30 日前までに退任届を県に提出しなければならない。

( 解任 )

第 11 条 知事は、政策支援員が次の各号の一に該当する場合は、政策支援員の任を解くことができる。

( 1 ) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

( 2 ) 心身の故障のため、政策支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき

( 3 ) 政策支援員としてふさわしくない非行があったとき

( 県の役割 )

第 12 条 政策支援員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

( 1 ) 政策支援員が支援する市町との調整

( 2 ) その他、政策支援員の活動に必要な支援

( 附則 )

この要綱は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

別表 ( 第 3 条関係 )

業務
特定地域づくり事業協同組合制度の普及・啓発に関する業務
革新的技術 ( AI、ドローン、ロボット、センサー等 ) を活用した地域振興に関する業務
その他、条件不利地域の生活支援に関する業務